

鹿児島県木造住宅推進協議会 講習会が開催されました！

2 月 15 日黎明館で木造住宅推進協議会主催の講習会が開かれました。欠陥住宅を直す会代表幹事で弁護士
の澤田先生の講演を簡単に纏めてみました。

- ① 契約で取り交わした性能を満足しており、かつ建築基準法をしっかりと守っていれば欠陥住宅にはならない。契約で基準法以下の性能を契約しても、それは無効となり、最低限、建築基準法の性能は満たさなければならない。
- ② 地盤調査は大事であり、地耐力の影響で基礎の不具合が生じた場合、建設会社の責任になる可能性が高い。
- ③ 住宅は立地条件から使用状況まで違うのだから、あくまでも手造り商品である。工場で生産するから安くできるということはない。一部の工程を工場生産するだけであり、電気製品や自動車のように大量生産することとは違う。
- ④ 欠陥住宅ができる最大の原因は契約会社から施工会社への丸投げ下請け制度によることが多い。結局、契約会社(元受)だけが利益を確保して、下請け会社は利益を捻出する為に材料や手間を省いてしまうことが多い。当然施主も損をさせられている。
- ⑤ 「高いものは良いもの」ではなくて、「良いものは高くつく」という事を、施主にしっかり理解してもらうことが大事である。手造りである住宅は、目に見えないところで手を抜かれる可能性がある。必要な費用はちゃんと認めるたうえで、しっかり施工してもらう。その為にも施工業者と契約業者は一体の方が良い。
- ⑥ 「テレビや新聞等の広告費用は誰が支払っているのか」、いくら合理化や、仕入を絞っても限界がある。多数の営業マンの給料はどこから捻出されるのだろうか。考えればすぐ気付くはずだ。簡単に纏めてみました。欠陥住宅を作らないためにお互いに勉強しましょう。

太古手加工の価格変更のお願い

太古の手加工が多い時など、納入時期に関し皆様に度々ご迷惑をおかけいたしました。弊社で外注加工をした場合など、皆様への納入金額よりも高い加工費を支払っている状況でございます。つきましては3月加工分より、太古の大きさ(幅5寸以上、長さ5M以上等)や組み方により弱冠の値上げをさせていただきます。詳しくは当社営業マンへお問合せください。

【情報】新刊紹介

- ① 誰でもできる 欠陥住宅の見分け方
澤田 和也 著 民事法研究会発行 ¥2,500 円
- ② これがプロの 耐震診断
保坂 貴司 著 日経BP社 発行 ¥1,785 円

【定休日】3月は5,6,12,13,19,20,26,27日となります
4月は2,3,9,10,16,17,23,24日となります
ご協力をお願いします。

(お問い合わせは、お客様サービス係の東野まで)

